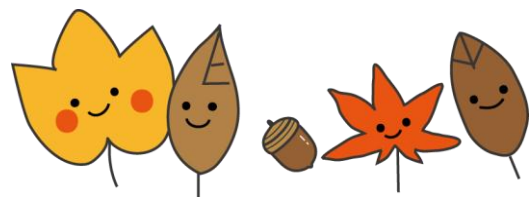




【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護団の取り組み
09月28日 Jパワー（電源開発）、大間原発の建設工事再開を表明	10月01日 県北の会・第三次直接請求（福島市）
10月03日 原子力規制委員会、再稼働の判断に関与しない考え表明	10月01日 責任論チーム検討会（東京）
10月12日 東電、福島第1原発事故の事前の津波対策について不作為認める見解明らかにする	10月03日 沖縄の会・県北の会による共同での経産省・文科省要請（東京）
10月18日 東電、観光業の風評被害賠償対象を東北全域に拡大	10月08日 弁護団合宿（郡山市） ～09日
10月19日 国、原子力防災会議の初会合	10月13日 相馬・新地の会、東電説明会開催（相馬市）
10月19日 国交省、自主避難者も高速道路無料化を検討	10月14日 米沢の会、集団訴訟について説明会開催（米沢市）
10月19日 経産相、結婚しても賠償支払い継続を明言	10月25日 完全賠償連絡会シンポ（東京）
10月21日 東電、福島県内原発全機廃炉は未定と表明	10月27日 商工業者向け集団訴訟についての説明会開催（二本松）
10月24日 原子力損害賠償支援機構、東電に対し、追加賠償資金497億円追加交付	10月27日 沖縄の会、集団訴訟について説明会開催（那覇市）
	10月27日 南相馬の会、東電説明会開催（南相馬市）



☆フェイスブックとツイッターでも弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧下さい。

facebook ▶ <http://facebook.gwbg.ws/nariwai>

Twitter ▶ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）

※ 題字「みんなして」は、藤原泰朗弁護士の筆によるものです。



「元の福島を返せ」 - 「避難者」と「滞在者」を結ぶ - (弁護団合宿の報告)

弁護士 南雲芳夫

弁護団は、10月8、9日に、原発事故の影響で閑散とした磐梯熱海温泉にて弁護団合宿を開催した。

今回の集会は、弁護団合宿とはいつつ、実際には、多くの被害者団体及び運動体の方にご参加頂いたことから、今後の国民運動の方向と裁判の果たすべき役割について、忌憚ない意見交換ができた。



弁護団として共同を強めてきた民主商工会関係では、全商連、福商連のほか、埼玉、茨城の県商連からも参加を頂いた。

多くの会員が強制的に避難を強いられた地元である相双民商(南相馬・双葉郡)からも参加があり、その会員の多くは、事業者として営業面での被害者であるとともに避難強制に伴う被害者でもある(「強制避難者」、「営業損害」)。

中通りに代表されるいわゆる自主的避難地域は、「大人8万円、子ども等40万円」で一律切り捨ての対象とされている。この地域の住民の被害者の会からは、この間、弁護団として活動の支援を行ってきた「福島県北の会」(福島市・伊達市等)、「相馬・新地の会」「南相馬の会」からも参加を頂いた。また、福島県北の農民連の役員及び地元郡山市の農産物直売所に関係する被害者グループからも参加があった。中通りの被害者は、放射線量が相対的に高い地域に滞在を続け、またそこで農業を続け、現に被曝のリスクを受けている方たちである(「滞在者」、「農業被害」)。

弁護団としては、この間、福島県外の避難者の団体との連絡と、その支援に努めてきた。今回は、沖縄の会からは遠方でもあり参加は頂けなかったものの、米沢市への避難者の会の方にもご参加頂いた。そのうち多くは、福島市等の中通りからのいわゆる「自主的避難者」である。

弁護団としては、こうした多様な被害にあわれている被害者の方に対して、福島地裁本庁に提訴を予定している集団訴訟の内容と意義を訴えた。その訴訟の眼目は、「元の福島に戻せ」という請求であり、それと共に「それまで(避難者も、滞在者も)月額数万円の慰謝料を支払え」というものである。確かに、避難者と滞在者では、損害(避難費用の有無、家族の別離の有無など)の現れ方に差はあるものの、この基本的な権利の侵害という点は、全ての被害者に共通しているのではないかと捉え方である。

前記の各団体ごとに被害の現れ方は異なるものの、裁判の趣旨の報告に対して、好意的な受け止めを表明される方も多かった。当日、夜の懇親会も含めて今後の闘いに向けて大きなステップを刻むことができた会合となった(なお、今回の合宿には、全労連及び全日本民医連・福島民医連からも役員の参加を頂いており、訴訟と運動の連携にむけて励ましとなった)。



相馬新地・原発事故の全面賠償をさせる会東電説明会のご報告

福島県相馬市・新地町の地域住民を中心として、相馬新地・原発事故の全面賠償をさせる会という被害者の会が結成されていて、弁護団が支援をしています。さる10月13日、この会が東電に説明会を開催させました。

説明会には約120人もの市民が集まりました。この地域では東電による市民向けの説明会は今回が初めてのことで注目度が高かったということもありますが、なにより会のメンバーが告知や参加の働きかけを頑張った成果だと思われまます。東電からは南相馬の補償相談室から8人の社員が出席しました。福島民報、福島民友、河北新報の三紙も取材に来ていました。説明会では、まず、請求書144通を提出し、東電に、事前に提出していた①自主的避難費用の賠償②生活費増加分の賠償③精神的損害の賠償④健康対策⑤就労支援⑥除染についての質問に回答をさせました。



東電の回答は、④、⑤、⑥は東電では決められない、①、②、③は検討中である、との回答でした。また、8万円・40万円の賠償金について金額の根拠を問うと、中間指針でそうなっているから、という回答で、なおも詳しく聞くと、わからない、との回答でした。これに対して会員から「何しに来たんだ」「答えられない人を並べるな」と怒号が飛びました。そして、今回来た社員では責任ある回答ができないのであれば本社に会員の声を伝え回答するように、と、会として要求しました。また、子供の健康被害への不安や、土壌汚染の問題等々さまざまな人がさまざまな被害を直接東電社員に訴え、東電の木で鼻をくくったような回答に怒りを強めていました。会員の怒りの声に圧倒され、東電は次回の説明会開催を会員の前で約束するに至りました。

今回の説明会を経て会員のみなさんの怒りの気持ちは高まったと思います。次回も説明会を開催し、運動を盛り上げてゆくために、弁護団としても引き続き最大の支援を行っていきたくと思います。また、11月20日に行われる全国公害被害者総行動実行委員会による経産省・東電交渉の場に相馬・新地の会からも多数の会員に参加してもらい、国や東電本社に対して怒りをぶつけてもらいたいと思っています。

子や孫の世代のために、自分たちが今回の事故について国や東電の責任を追及する声をあげ、元どおりの生活を求めていかなければならない。相馬・新地の会の多数の方々がそう考えています。そしてその数は着実に増えています。みなさんも一緒に声をあげましょう！
(弁護士・藤原泰朗)



「福島原発事故避難者の会 in 米沢」での説明会

10月14日に、弁護団の久保木弁護士と米沢の避難者の会での説明会に行ってきました。

米沢の避難者の会は、約100世帯が会員になっていて、これまでも山形県や米沢市にはたらきかけて雇用促進住宅(被災者向けの借り上げ住宅)の入居期間を2年から3年に延長させたり、高速道路の無料化や健康手帳の発行など、行政や政治などへの要求を精力的に行っています。

説明会当日は、私から弁護団の紹介を、久保木弁護士からは過去の公害裁判の経験を具体例にしながら集団訴訟について説明し、参加者で意見交換を行いました。

福島市から避難している方が多かったですが、郡山市、伊達市、南相馬市、富岡町などから避難している方もいました。また、子育て世代のご夫婦が多く参加していました。

参加者は30名程度でしたが、『二重生活』の費用がかかっている。家族内の分断も起こっているが、お金の換算できない。」「福島市で生活している家庭でも出費がかさんでいる。毎週末のように子どもを放射線量の低

い地域に連れて行って遊ばせているから。」「福島市に住んでいる頃は、線量のことを気にしないようにテレビのニュースなどはあまり見ないようにしていた。」「福島市では、テレビなどで現在はいかに安全かという宣伝をしている。みんな洗脳されている。」「子どもも大きくなってきたし、もうそろそろ帰ろうかなと思っていたが、今日話を聞いてびっくりした。」など、一人ひとりの被害実態や意見を聴くことができました。



また、弁護団が提起する集団訴訟については、「初めから損害賠償を請求するというのは違う。やはり元の生活に戻せという要求が一番。」「金額云々よりも、(東電や国に)責任があることを認めさせて、子どもや孫が安心して暮らせるようにしたい。健康手帳を作らせるためにも土台をつくりたい。」「米沢から福島に通勤していて福島市にとどまっている人たちと話すことが多いが、感覚が違うと感じる。『もう安全なのに、なぜ米沢に避難している

のか』と言われてたりする。こう言う人は、もう安全だと思っているので(被害意識がないので)、訴訟に巻き込むのは難しいのでは?」「福島県の健康管理や情報公開もいい加減。県の姿勢も改めたい。」「訴訟については以前から少し聞いていたが、相手が大きいのでどんな裁判をするのか疑問だった。精神的損害でしか訴えられないと思っていたが、元に戻せという請求が最初にくると聞いて納得した。いまは健康被害が自分の身体にも子どもにも出ていないから何も請求できないかと思っていた。きれいだった福島を汚されたのは、避難している人もしていない人も同じ。汚した責任がどこにあるかを追求して、責任を認めさせたら、将来もし被害が出てきたとしてもこれを元に新たな請求ができる。こういう活動は大事。」「これまでは家庭内でも意見が違って不安だったが、今日初めて夫婦で参加して、夫から意見が聞いてよかった(郡山の夫妻)など、率直な感想が次々と語られました。

避難している人と残っている人との間での意識の違いや、強制避難区域の人たちへの不信感はなかなか大きいと感じましたが、「福島に残っている人たちの気持ちも私たちは代弁しなきゃいけない。」(代表の武田さん)、「みんなが参加できる裁判にしたい。福島だけじゃなく、なるべく大きなかたまりになってやる必要があると思う。」など、被害者同士の分断を乗り越える集団訴訟への積極的な意見も出て、訴訟への期待や参加の意思を強く持っている方も多と感じました。今後も、説明会や意見交換に行きたいと思っています。(弁護士・青龍美和子)



【集団訴訟 リーフレットができました！】

「みなして」でも継続してご紹介してきた『国と東電の責任を追及する集団訴訟』のリーフレットができました。

どんな裁判なのか、なにを目的としているのか、なぜ国とたたかうのか、といった集団訴訟の内容をわかりやすくご紹介していきます。また、これまでの集団訴訟についての学習会で多く寄せられた、みなさんの疑問に答えるQ&Aも掲載しています。

「みなして」を手にとっていらっしやるみなさんだけでなく、より多くの人に、わたしたちの考え方、集団訴訟への取組みを知っていただきたい、是非、リーフレットを周りの方にも広めていただきたいと思っています。

たくさんご用意がありますので、リーフレットを欲しいという方は、当弁護団までご連絡ください。(弁護士 中瀬奈都子)